

8. 参考資料

(5) 最近の閣議決定文書における 食品流通関連の記述

(参考) 閣議決定文書等における食品流通分野に関する記載

デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～

(令和5年11月2日閣議決定)

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

地方創生臨時交付金のうち、2023年3月に措置した、**地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる「重点支援地方交付金」**において、生活者には、小中学校等における学校給食費等の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPGガス使用世帯への給付等の支援を、事業者には、特別高圧やLPGガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を行っている。**引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、こうした支援を行うため、同交付金の追加を行う。**

施策例

・物価高に大きく影響を受ける低所得世帯及び事業者等を支援する「重点支援地方交付金」（内閣府）

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

3. 経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大

(1) 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

農林水産物・食品の輸出額を2025年に2兆円、2030年に5兆円とする目標の達成に向け、JETRO等を通じた輸出先の多角化に向けた販路開拓を支援するとともに、マーケットインの発想に基づき、都道府県やJA、地域商社等の地域の関係者が一体となって、大規模輸出産地の育成、**産直港湾※も活用した農林水産物・食品の輸出の支援**を行う。引き続き、輸出先国・地域への働きかけを通じ、輸出証明書の電子発行の拡大など利便性向上に向けた取組を推進する。

※生産関係者や港湾関係者が協力して農林水産物・食品の輸出促進の取組を行う港湾をいう。

施策例

・輸出物流構築緊急対策事業（農林水産省）

(参考) 閣議決定文書等における食品流通分野に関する記載

デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～

(令和5年11月2日閣議決定)

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

5. 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

(物流)

物流の停滞が懸念される「2024年問題」に関しては、「物流革新緊急パッケージ」に基づき、賃上げや人材確保等に早期に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け、可能な施策の前倒しを行う。

物流の効率化については、物流DXの推進、物流標準化の推進、トラック輸送から鉄道や船舶へのモーダルシフト、**農産品の流通網の強化**など、物流革新の実現に向けた支援・調査を行う。自動車運送事業者の高速道路の利用促進による労働生産性向上のために、高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置を一年間延長するとともに、高速道路のトラックの速度規制引き上げについて、早急に結論を得る。

商慣行については、トラックGメンによる「集中監視月間（2023年11月～12月）」を設け、荷主・元請事業者の監視体制を強化する。また、悪質なトラック事業者の処分の厳格化を図る。

制度見直しとしては、物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算による「標準的な運賃」の引上げを行うとともに、適正な運賃の収受や賃上げ等に向けて、次期通常国会での法制化を目指す。

荷主・消費者の行動変容については、消費者による宅配の再配達率を半減する緊急的な取組を行う。

これらに加え、貨物自動車運送事業者が自家用自動車を利用した有償運送を認められるのは、現在、1年の繁忙期として指定された期間のうち特定の90日間に固定されている。今後、輸送の安全性確保等を前提に、事業者ごとに異なる繁忙期に応じて、任意の期間を選択可能とすることについて検討し、2023年度中に所要の措置を講ずる。

施策例

・物流革新に向けた生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化総合対策（農林水産省）

(参考) 閣議決定文書等における食品流通分野に関する記載

デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～

(令和5年11月2日閣議決定)

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第5節 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

2. 防災・減災、国土強靱化の推進

防災・減災、国土強靱化のこれまでの取組により、全国各地で被害を抑制する効果は確実に積み上がってきているものの、気候変動の影響による災害リスクや大規模地震の切迫性は高まっている。激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守るため、新たな「国土強靱化基本計画」に基づき、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保し、地域の防災関係人材の確保と自助・共助・公助を適切に組合せ、ハード・ソフト一体となった取組を推進する。

引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組を着実に推進する。あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水等の人命・財産の被害を防止・最小化する取組や、災害に強い交通ネットワーク・ライフラインの構築等の経済・国民生活を支える取組を推進する。予防保全の考え方に基づく老朽化対策を進める。インフラ・防災分野におけるデジタル技術の活用を推進するとともに、次期静止気象衛星の整備等を進め、線状降水帯等の予測精度の向上や防災気象情報の改善を図る。

「5か年加速化対策」後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく取組が進められるよう、改正国土強靱化基本法に基づき、施策の実施状況の調査など、「実施中期計画」の策定に向けた検討を進める。

これらの対策に加え、2023年に発生した災害等を踏まえ、新たに取り組む必要が生じた対策も推進する。

施策例

・建築物、学校施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設・更生保護施設、文化施設、公共施設等の耐災害性の強化（法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省、財務省、こども家庭庁、最高裁判所、内閣官房、内閣府）

(参考) 閣議決定文書等における食品流通分野に関する記載

国土形成計画（全国計画）（令和5年7月28日閣議決定）

第2部 分野別施策の基本的方向

第2章 産業に関する基本的な施策

第5節 食料等の安定供給と農林水産業の成長産業化

1. 食料の安定供給と食料安全保障の確立

（食品アクセスの確保）

国民一人一人の食品アクセスの確保を図るため、産地から消費地までの幹線物流について、トラックドライバーの人手不足の深刻化を踏まえ、農林水産物・食品の取扱いが敬遠されることのないよう、**パレット化、検品作業の省力化、トラック予約システムの導入等を促進**するとともに、鉄道や船舶等への**モーダルシフトを促進**する。

また、消費地内での地域内物流、特に中山間地域等でのラストワンマイル物流について、地方公共団体や民間事業者等と協力して、**食品アクセスの確保を促進**する。

さらに、関係府省間の連携により、生産者・食品事業者からフードバンク、こども食堂等への多様な食料の提供を促進する。

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

（4）食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力の拡大等187の構造転換を推進するとともに、平時から食料安全保障の状況を評価し不測時に政府一体で食料の確保等を行う仕組み、**関係省庁・自治体が連携した買い物弱者、フードバンク・こども食堂等国民への食料の提供を進めやすくする仕組み**、食料について適正な価格転嫁を促進する仕組み等の検討を進める。

(参考) 閣議決定文書等における食品流通分野に関する記載

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

II 実施事項

3. 個別分野の取組

＜地域産業活性化分野＞

(2) 卸売市場の活性化に向けた取組

No. 2 事項名：卸売市場の活性化に向けた取組

規制改革の内容

- a 農林水産省は、気候変動による漁獲魚種の変化、事業承継の問題、DXを始めとしたデジタル化への対応など、産地市場・消費地市場それぞれの卸売市場（中央卸売市場及び地方卸売市場をいう。以下同じ。）が抱える課題に対応するため、多様な能力を持つ市場参加者が活躍できる環境づくりなど目指すべき姿の実現に向けた取組を検討し、必要な措置を講ずる。
- b 農林水産省は、新規参入時に、既存事業者の推薦や同意を求めることが、合理的な理由なく、新規参入を阻止することとなる場合は、取引拒絶等として不公正な取引方法に該当し独占禁止法上問題となるおそれがあることについて、卸売市場の開設者や市場参加者に通知するとともに、公正取引委員会の協力を得て、**新規参入者の承認ルールも含めた卸売市場の運営に係る実務的なルールの実態調査**を行い、開設者からの報告内容（卸売市場の実務的なルールを含む。）を農林水産省ホームページにおいて公表を行う。また、当該実態調査の結果を踏まえて、開設者に対し、新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のために、実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討や取組を促すなど、必要な措置を講ずる。
- c 農林水産省は、公正取引委員会の協力を得て、**食品等の取引の適正化を図る観点から、卸売市場における市場関係者の取引に関する実態調査**を行い、当該調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。
- d 農林水産省は、産地卸売市場の統廃合等の取組を支援するに当たって、独占禁止法上問題となるおそれがないなど**適法な買参人等の新規参入のルールとなっていることを要件に盛り込む**とともに、当該ルールについて公表を促進する措置を講ずる。

実施時期

- a：遅くとも令和5年度措置
- b：卸売市場の開設者等への通知については措置済み、実態調査については令和5年上期措置、実態調査を踏まえた公表や措置については遅くとも令和5年度措置
- c：卸売市場の市場関係者への実態調査については令和5年措置、実態調査を踏まえた措置については令和5年度措置
- d：措置済み

所管府省

- a,d：農林水産省
- b,c：農林水産省、公正取引委員会

(参考) 閣議決定文書等における食品流通分野に関する記載

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）

Ⅳ. GX・DX等への投資

3. 食料安全保障

（1）平時からの食糧安全保障の確立

④全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

円滑な食品アクセスの確保を図るため、関係省庁が連携し、**物流の2024年問題への対応、買い物弱者対策**、フードバンク・子ども食堂への寄附の促進等の取組を推進する。

Ⅷ. 経済社会の多極化

1. デジタル田園都市国家構想の実現

（1）デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備・中山間地の生活環境改善

③デジタルによる中山間地の生活環境改善

中山間地域では、中山間地域では、人口減少や高齢化が急速に進行しており、集落単体では農用地等の維持・管理と農業生産活動の継続のみならず、集落機能の維持も困難になる集落が増加している。こうした社会課題の解決や地域の活性化を図るため、複数の集落機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）等がスマート農機を活用した農用地の保全管理やICTを活用した**買い物支援等**に取り組む地域に対する支援を行う。

（3）デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保

②物流の2024年問題への対応

物流業界では、トラックドライバーの有効求人倍率が2倍と人手不足であり、来年度から時間外労働の上限規制が適用されるため、人手不足への対応・生産性の向上が喫緊の課題（「2024年問題」）である。

長時間の荷待ち・契約外の荷役等、非効率な商慣行を是正すべく、規制措置等について検討し、本年度中に所要の措置を講ずるとともに、賃金水準向上に向けた価格転嫁円滑化等の取組を進める。

モーダルシフト、電動化、1台の車両で荷物と乗客を同時に輸送する貨客混載等のGXや、自動運転、トラック予約受付システムの普及、自動化・機械化等のDX、パレット・コンテナの導入・標準化、物流拠点の機能強化、高速道路のトラック速度規制の引上げに向けた調整を進め、生産性向上と担い手の確保を進める。さらに、荷主企業における物流に関する統括責任者の設置義務付けや再配達削減に向けた消費者へのインセンティブ付与を調整する等、**荷主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入を進める。**

デジタルライフライン全国総合整備計画を本年度中に策定し、それに基づきドローン航路の設定を進めることで、ドローン物流の早期の社会実装を目指す。

(参考) 閣議決定文書等における食品流通分野に関する記載

食料・農業・農村政策の新たな展開方向（令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）

II 政策の新たな展開方向

2 食料の安定供給の確保

（5）円滑な食品アクセスの確保

円滑な食品アクセスの確保を図るため、

① 産地から消費地までの**幹線物流**について、関係省庁と連携し、

ア) 「2024年問題」を始め、トラックドライバーの人手不足の深刻化を見据え、農林水産物・食品の取扱いが敬遠されることのないよう、**パレット化**、検品作業の**省力化**、**トラック予約システムの導入**等を促進するとともに、

イ) **鉄道や船舶等へのモーダルシフト**を促進する。

さらに、この取組など物流生産性向上も後押しするものとして、関係省庁と連携し、法制化も視野に、

ア) 物流の生産性向上に向けた**商慣行の見直し**

イ) **物流標準化・効率化の推進**

ウ) **荷主企業等の行動変容を促す仕組みの導入**等を進める。

② 消費地内での地域内物流、特に中山間地域等での**ラストワンマイル物流**について、関係省庁と連携し、地方自治体、スーパー、宅配事業者等と協力して、食品アクセスを確保するための仕組みを検討する。

③ 福祉政策、孤独・孤立対策等を所管する関係省庁と連携し、物流体制の構築、寄附を促進する仕組みなど、生産者・食品事業者からフードバンク、子ども食堂等への多様な食料の提供を進めやすくするための仕組みを検討する。

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 ～マーケットイン輸出への転換のために～（令和4年12月5日改訂）

3. 基本的な考え方に基づく具体的施策

（2）マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し

③大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築

○ 輸出先国・地域のニーズや規制に対応する産地が連携して取り組む大ロット・高品質・効率的な輸出を後押しするため、農林水産省と国土交通省との連携の下、「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」で整理した事項を実施するため、以下の措置を講じる。

イ 輸出物流の強化

大ロット化の推進や輸送による品質の劣化防止の観点から、**輸出物流ネットワークの構築に向けた取組を進めるとともに**、鮮度保持・品質管理や物流効率化を図るために必要なパレット化に適した外装サイズやコード、日本式コールドチェーン物流サービス等の規格化・標準化を進める。さらに、大ロットで取引されている品目に対応した効率的な輸送方法について検討する。

(参考) 閣議決定文書等における食品流通分野に関する記載

農林水産業・地域の活力創造プラン（令和4年6月21日改訂）

V 具体的施策

9. さらなる農業の競争力強化のための改革

- ② 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
 - ・ 令和2年6月に施行された改正卸売市場法に基づき、各市場において、公正な取引の場を確保しつつ、物流の効率化や品質の管理の向上等を図るための商物分離取引等、農林漁業者の所得の向上と消費者ニーズへの対応を可能とする取引を実施
 - ・ (中略)農産物の物流について、パレット化やICTを活用した共同配送等の効率化によるコスト削減の取組を推進(生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革について)
 - ・ 農業等の生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくため、「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革について」(別紙7)に即して、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造の実現に向けて一体性のある制度を構築

デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

【スマート農林水産業・食品産業】

地域を支える産業である農林水産業・食品産業は、担い手の減少・高齢化や労働力不足が特に進んでいる。地域の経済社会の維持、食料安全保障の観点からも、生産性の維持・向上と担い手の育成・確保は喫緊の課題であり、女性や若者も含めた様々な人材が活躍できる魅力ある産業とするとともに、農林水産物・食品の輸出や農林水産業・食品産業のグリーン化を進め、農林水産業・食品産業の成長産業化と地域の活性化を図ることが求められる。このため、(中略)地域の農林水産物の主要な仕向先である食品産業についても、A I・ロボット等による生産性向上や流通のデジタル化、農林水産業との連携強化等の取組を推進する。

第3章 各分野の政策の推進

- ・ 食品等の流通の合理化・高度化を図るため、デジタル化・データ連携や、コード体系等の標準化を進める。
(農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課)

(参考) 閣議決定文書等における食品流通分野に関する記載

総合物流施策大綱（令和3年6月15日閣議決定）

2：時間外労働の上限規制の適用を見据えた労働力不足対策の加速と物流構造改革の推進

（担い手にやさしい物流の実現）

（4）農林水産物・食品等の流通合理化

農林水産物・食品等の物流については、国民生活に欠かすことのできない農林水産物・食品等を適正な価格で安定的に供給するため、共同輸配送、ストックポイント等の流通拠点の整備、卸売市場や農業資材保管施設等における自動化・省人化、物流に関わるあらゆるデータ連携基盤の整備等の物流効率化を推進するとともに、納品期限の緩和等を通じて物流上の負担ともなる食品ロスの削減を推進する。また、パレット規格や外装の標準化、パレットの運用ルールの確立等によるパレット化を促進する。生産、出荷、流通、販売に携わる各関係者が物流事業者と緊密に連携するとともに、これまでの商慣習にとらわれることなく各関係者が負担と受益を分かち合いながら、これらの合理化・効率化を図ることで、持続可能な物流が実現されるよう、関係省庁で連携して業界の取組を後押しする。

3：強靱性と持続可能性を確保した物流ネットワークの構築

（強くてしなやかな物流の実現）

（2）我が国産業の国際競争力強化や持続可能な成長に資する物流ネットワークの構築

② 農林水産物・食品の輸出促進に対応した物流基盤の強化

2025年に2兆円、2030年に5兆円という輸出目標を達成し、農林水産物・食品の輸出立国を実現するため、農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（令和2年11月30日開催）において取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、輸出先国・地域のニーズや規制に対応する産地が連携して取り組む、大ロット・高品質・効率的な輸出を後押しするため、関係省庁の連携の下、港湾や空港の具体的な利活用等の方策や輸出のための集荷等の拠点となる物流施設の整備・活用、海外におけるコールドチェーンの拠点整備・確保の方策等について、検討する。また、海外向け輸送に適した包材の規格化に取り組むとともに、輸出先国・地域の規制に対応するための HACCP 対応施設などの整備目標を設定し、計画的な施設整備に向けた支援を行う。

(参考) 閣議決定文書等における食品流通分野に関する記載

みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日閣議決定）

- （３）ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立
- ② データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- ・電子タグ（RFID）等の技術を活用した**商品・物流情報のデータ連携**
 - ・**物流拠点（ストックポイント）**、集荷場の整備・集約等による**共同輸配送、船舶・鉄道輸送へのモーダルシフトの推進**
- KPI:2030 年までに流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を10%に縮減することを目指す。さらに、2050 年までにAI、ロボティクスなどの新たな技術を活用して流通のあらゆる現場において**省人化・自動化**を進め、更なる縮減を目指す。

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

（１）新たな価値の創出による需要の開拓

③ 食品産業の競争力の強化

ア 食品流通の合理化等

食品流通におけるトラックドライバーなどの人手不足等の問題に対応し、**サプライチェーン全体での合理化の取組**を加速化する。

物流拠点（ストックポイント）の整備・活用や、**集出荷場の集約等による共同輸配送の取組**を推進するとともに、産地における貯蔵施設の整備や、長期貯蔵に係る技術の実証・開発により産地の需給調整機能を拡大し、出荷の平準化を図る。

統一規格の輸送資材や関連機材の導入と併せて、これに適した段ボール等の導入等を進めることにより、積載率低下を抑制しつつ、手荷役から機械荷役への転換を図るとともに、**トラック輸送から船舶・鉄道輸送へのモーダルシフト等**を推進する。

電子タグ（RFID）等の技術を活用した**商品・物流情報のデータ連携**やトラック予約システムの導入等により、**業務の効率化・省力化**を推進する。

また、卸売市場の流通の効率化、品質衛生管理の高度化、情報通信技術等の利用を推進し、卸売市場の機能の強化を図るとともに、食品等の取引状況に関する定期的な調査等により取引の適正化を推進する。